

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

脇

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年 3 月 27 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○ 経営体数

法人 0 経営体

個人 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業経営基盤強化促進法による利用権設定を基本に、農地中間管理事業の活用を検討しながら農地流動化を図る。

### 6. 地域農業の将来のあり方

#### ○新規就農者（養蜂業）との協働

新規就農者の営農を地域で見守るとともに、新規就農者は地域行事へ参加するなど、相互に協力する。

#### ○他集落との連携

近隣の入作農業者と協調し、担い手を育成する。